


所管部課	子ども生活部子育て支援課	部長	榎本 豊			
件名	東大和市母子・女性福祉資金貸付審査会要綱の一部を改正する要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>母子及び寡婦福祉法の一部改正により父子福祉資金が創設されることに伴い、東京都母子福祉資金貸付条例が一部改正され、新たに父子が貸付対象として加わった。このことにより本要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「母子福祉資金」を「母子及び父子福祉資金」に改める。 ・引用法律名の改正 「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。 ・「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。 <p>(2) 施行日 施行日は10月1日としたい。</p> <p>(3) 影響及び効果 対象の拡大による当該要綱に係る事業（審査会の開催及び貸付）の増加が見込まれる。貸付に係る事業費については、歳入歳出外現金会計特別都費のため影響なし。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。 都条例については、第三回都議会定例会（9月17日開催）において審議され、25日中途議決し、10月1日施行となる。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。